

小型空調パッケージ契約 (選択約款)

2026 年 6 月 1 日実施

東京ガス山梨株式会社

目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	3
6. 契約期間	3
7. 使用量の算定	4
8. 料金	4
9. 延滞利息	4
10. 単位料金の調整	5
11. 名義の変更	6
12. 契約の変更または解約	6
13. その他	6
附則	7
（別表第1）	8
（別表第2）	10

1. 目的

本選択約款は、小型空調機器の普及を通じ負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、当社が定める託送供給約款または一般ガス供給約款を変更した場合、法令の改正により本選択約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、本選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものといたします。
- (2) 当社は、本選択約款を変更した場合、(3)および(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (3) 本選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) 本選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

本選択約款および本選択約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」および一般ガス供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用（冷房を目的とするもの）または冷却用の熱源機をいいます。
- (2) 「小型空調機器」とは、空調機器のうちガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力 105.5kW（30US. RT）以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。
- (5) 「単位料金」とは、10 に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (6) 「ガス小売事業者」とはガス事業法第 2 条第 3 項に規定される事業者をいいます。
- (7) 「託送供給約款」とはガス事業法第 2 条第 6 項に規定される一般ガス導管事業者がガス事業法第 48 条に従い定める託送供給約款をいい（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）、本選択約款においては当社の託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）をいいます。
- (8) 「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第 2 条第 5 項に規定される事業を営む当社の部門を指します。
- (9) 「スイッチング」とは、同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。
- (10) 「ガス小売供給に係る無契約状態」とは、お客さまが 5(1)の申込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。なお、当社は、いずれのガス小売事業者とも託送供給契約が締結されていないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。

4. 適用条件

本選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまが本選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 小型空調機器を使用すること。
- (2) 1 需要場所におけるガスメーターの能力が 16 立方メートル以下であること。
- (3) 当社が (1) から (2) の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。
- (4) 同一需要場所において他の選択約款（付帯契約型の選択約款を除きます。）または一般ガス供給約款にもとづく契約を締結していないこと。

5. 契約の締結

- (1) 本選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) 本選択約款にもとづく契約は、当社がお客さまからの申込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 当社は、本選択約款または他の選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所において本選択約款にもとづく契約の申込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から 1 年に満たない日となる場合には、その申込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は、本選択約款にもとづく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款にもとづく契約への変更の申込みがなされた場合には、その申込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、本選択約款にもとづく契約の申込みを承諾できないことがあります。

6. 契約期間

- (1) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（スイッチングによる開始を含みます。）以前の場合は、ガスの使用を開始する日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌

年同月の定例検針日までといたします。

- (2) 3 (10) のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日といたします。
- (3) 契約期間満了日以前に解約の申込みがない場合は、本選択約款にもとづく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。

7. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

8. 料金

- (1) 当社は別表の料金表を適用して、7 の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。
- (3) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して 30 日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目（以下「支払期限日」といいます。）が一般ガス供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) お客さまと当社との協議により当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、(3) の規定にかかわらず、一般ガス供給約款の規定によるものといたします。

9. 延滞利息

- (1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払の日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合には延滞利息は申し受けません。
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払の日までの日数×0.0274%（1 円未満の端数切捨て）

（備考）

消費税等相当額の算定方法は、別表第 1(4)のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

10. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 1(5)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金 (1 立方メートルあたり)

$\text{＝基準単位料金} + 0.077 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1 立方メートルあたり)

$\text{＝基準単位料金} - 0.077 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トンあたり)

85,860 円

② 平均原料価格 (トンあたり)

別表第 1(5)に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり LNG 平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。) およびトン当たりプロパン平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。) をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$\text{平均原料価格} = (\text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9593$
 $\quad + \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0538)$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算式)

- a 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

- b 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

11. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本選択約款にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

12. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または 2 の規定により本選択約款が変更された場合は、双方協議して本選択約款にもとづく契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出にもとづき、本選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合（4 の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社は本選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。
- (4) お客さまがガス使用契約を解約し、新たに他のガス小売事業者からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます。当社は、当該ガス小売事業者からの依頼を当社（導管部門）を介して受け、お客さまとのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日といたします。
- (5) 本選択約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款にもとづく契約の申込みがあったものとして取り扱うことがあります。

13. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

附則

1. 本選択約款の実施の期日

本選択約款は、2026 年 6 月 1 日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、2026 年 6 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までに支払義務が発生する料金については、2026 年 5 月末日まで適用の選択約款に基づき算定するものといたします。

但し、2026 年 5 月 31 日以前より継続して供給し、2026 年 7 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日までに支払義務が初めて発生する料金については、2026 年 5 月末日まで適用の選択約款に基づき算定するものといたします。

3. 本選択約款の掲示

当社は、本選択約款を事業所等に掲示いたします。本選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の 10 日前までに本選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容およびその効力発生時期を周知いたします。

(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 料金表の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 「料金表（夏期）」は、料金算定期間の末日が6月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。
- ② 「料金表（夏期以外の期間）」は、料金算定期間の末日が11月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

(2) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(3) 従量料金は、基準単位料金または10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金＝基本料金＋単位料金×使用量

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

＝料金×消費税率÷（1＋消費税率）（1円未満の端数切捨て）

(5) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月末日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第 2)

料金表

(1) 基本料金

1 か月につき	3,300.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------	-------------------------------

(2) 基準単位料金

夏期基準単位料金	1 立方メートル につき	132.03 円 (消費税等相当額を含みます。)
夏期以外の期間 基準単位料金	1 立方メートル につき	164.12 円 (消費税等相当額を含みます。)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに 10 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。